

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 会社分割は1年で200件

Q : 昨年導入された会社分割制度の利用件数が急増していると聞きました。どれくらいの利用があったのでしょうか。

A : 今年3月までの1年間の利用件数は200件を超えています。

【解説】

平成12年5月、商法改正により会社分割制度が導入され、平成13年4月から施行されています。会社分割とは、既存の会社の営業の全部または一部を、他の会社に包括的に承継させるための制度です。

会社分割は、大きく「新設分割」と「吸収分割」とに類型が分かれ、さらに、各々「分社型」と「分割型」とに分かれます。

税法では、商法の規定に則って手続きがなされた会社分割について、租税回避防止や通常の資産譲渡と区分する目的から、いくつかの要件を課した上で、課税繰延べ等を認めています。

会社分割制度は、事業の分離・統合手続きが容易で、税制上の優遇措置がある点が受け入れられ、利用件数が急増しています。今年3月までの1年間の利用件数は201件に達しました。全体の内訳は本体とグループ会社にまたがる事業再編が97件、本体の事業部門分社化が69件、一部事業のグループ外企業との統合が27件、持ち株会社への移行が8件となっています。日立製作所、NECなど総合型企業が本体とグループ会社にまたがる事業を統合する際に利用する例が多いようです。

